

令和5年度 指定管理者モニタリング結果及び評価表

1 施設の概要

施設名称	松本市四賀環境学習の森			所管課 TEL	森林環境課 78-3003 (直通)				
所在地	松本市中川1915番地1			設置年月	平成16年4月				
施設設置目的	里山を中心として森林の多目的利用や公益的機能を通じて自然環境学習を行うとともに、市民と都市住民等との交流を深める。								
施設概要・設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>交流促進センター 700㎡ (研修室、木工体験室、調理室)</li> <li>林間広場施設コテージ 3棟 (1棟あたり30㎡、6名程度収容)</li> <li>付帯施設 (四阿、ビオトープ、遊歩道、薬木園、屋外トイレ等)</li> </ul>								
指定管理者名 (選定方式)	四賀むらづくり株式会社 (公募)								
指定期間	令和5年4月1日～令和8年3月31日 (3年間)								
指定管理者の主な業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設使用の許可、使用料の徴収</li> <li>施設及び設備の維持管理</li> <li>施設の運営及び自主事業の実施</li> </ul>								
利用料金制の導入	なし 委託料方式								
施設の利用状況	利用区分等	利用目標	利用実績	対目標比 (%)	対前年比 (%)				
	交流センター年間利用者	330	56	17.0%	130.2%				
	コテージ年間利用者	20	0	0.0%	0.0%				
	遊歩道年間利用者 (無料施設)	2000	1695	84.0%	62.3%				
	(特記事項)								
事業収支 (単位：円)	指定管理者収支 (令和5年度)				市の収支				
	収入 (歳入)	年度計画額		収支実績額		令和5年度決算		令和4年度決算	
		項目	金額	項目	金額	項目	金額	項目	金額
		指定管理料	5,360,000	指定管理料	5,360,000	使用料	10,920	使用料	59,310
		5,360,000		5,360,000	計	10,920	計	59,310	
	支出 (歳出)	人件費	2,393,000	人件費	2,452,048	指定管理料	5,360,000	指定管理料	6,249,000
		消耗品	230,000	消耗品	39,545	土地賃借料	611,963	土地賃借料	611,963
		通信費	110,000	通信費	109,773				
		振込手数料	13,000	振込手数料	2,750				
		燃料費	150,000	燃料費	110,283				
電気料		1,200,000	電気料	1,525,522					
水道料		160,000	水道料	155,030					
修繕費		300,000	警備料	171,600					
警備料		170,000	委託料	318,660					
委託料		310,000	電気保安手数料・法定検査	180,840					
電気保安手数料・法定検査	190,000	リース料	73,062						
リース料	90,000								
謝礼	44,000								
計	5,360,000	計	5,139,113	計	5,971,963	計	6,860,963		
損益	0		220,887		差引	-5,961,043	差引	-6,801,653	
(特記事項)									

## 2 市（所管課）による評価

指定管理者の事業計画書（提案書）の内容に基づいて、その水準が達成されているかを市が点検・評価するものです。  
 評価の手段は、実績報告書（毎月）及び事業報告書（年度終了時）の点検並びに立入検査（随時）等によるものです。

評価の基準		
A	(1.0)	高いレベルで実施されており、高く評価できる。
B	(0.7)	事業計画書（提案書）どおり適切に実施されており、問題は見られない。
C	(0.5)	事業計画書（提案書）どおり概ね実施されていたが、一部に不適切な部分を確認され、改善に向け対応中または対応済みである。
D	(0.0)	不適切な部分を確認されたので、改善を指示したが、未対応または改善の見込みがなく、指定管理者の取り消しを含め検討する必要がある。

小計
61.4

大項目	中項目	評価項目	配点	評価	評価の根拠
管理基準対応	市民の平等利用	1 合理的な理由なく利用者を制限や優遇するなど、市民の平等な利用を妨げていないか	2	B	公平性が確保されており、アンケートからも問題が見られない。
	職員の労働条件	2 労働関係法令等を遵守し、業務従事者の正当な労働条件を確保しているか	2	B	労働条件モニタリングチェックにより確認し、業務従事者の正当な労働条件は確保されている。
	危機管理対策	3 災害時や緊急時等に適切な対応がとれる体制となっているか	2	B	緊急連絡者名簿を整備しており、関係機関へ連絡先等が明確になっている。
		4 指定管理者の責に帰すべき事由による損害賠償等のリスクに対応しているか	2	B	定期的に施設内の巡回を行い、危険箇所を早期に把握し対処することで、利用者の事故防止に努めている。
	個人情報保護	5 個人情報等や業務上知り得た秘密の保護について、書類・電子データ等のセキュリティ対策を講じているか	2	B	個人情報の取扱いについて、担当責任者を定めており、電子データを取り扱うパソコンは施錠管理している。
	情報公開	6 情報公開や監査請求を理解し、適切な対応を行っているか	2	B	会計帳簿や使用申請書類等については適切に管理し、情報公開や監査請求に対処できるよう備えている。
管理能力	団体の概要	7 団体の経営状況は良好であり、経営の安定性を欠く点はないか	4	C	当施設の指定管理事業外の事業において損失が発生したが、改善に向け対応中である。
		8 当該施設管理運営をサポート・バックアップする体制はあるか	2	B	四賀地区内の別の施設管理運営の業務を受託しており、必要に応じてその人員によりサポートできる体制がある。
	管理運営	9 市が示す設置目的及び施設運営方針を理解し、仕様書に示した業務を適切に行っているか	5	B	設置目的等を理解し、仕様書に基づき適切に業務を行っている。
		10 市や関係団体等と緊密に連携し、責任を持って事業に取り組んでいるか	3	B	市及び地元町会等の連携を取り、報告書類も適切に作成され責任を持って管理運営に携わっている
	組織・体制	11 職員体制や配置人員は適切であるか	3	B	社員1名が建物内または野外施設に常駐しており、必要に応じてサポート人員を配置するなど適切に対応している。
		12 現場責任者、有資格者の配置、指揮系統や責任権限は適切であるか	2	B	施設を熟知し、業務（草刈り、伐倒、重機操作等）に対応できる現場責任者が配置されており、指揮系統も明確である。
	働き方改革の推進	13 働き方改革に積極的に取り組んでいるか	2	B	変則的な勤務ではあるが、勤務時間、休日等適正な労働条件を確保しており、長時間労働は行われていない。
	職員研修・人材育成	14 職員研修計画や業務指導に関し、適切に実施されているか	2	B	定期的に社内研修（接遇研修等）を行っているほか、会社本部から現場責任者への業務指導等が行われている。
	経理及び事務処理等	15 会計処理の基準等に基づき、適正に事務処理が行われているか	3	B	専任の事務担当者が事務処理を行い、別の社員がその内容チェックしている。
		16 業務の第三者委託の範囲、委託先は適切に実施されているか	2	B	清掃、警備、設備保守点検業務の一部について第三者に委託し、業務を適切に実施している。
17 業務報告や事業報告を適切に作成し、期限までに報告されているか		3	B	適切に作成し、提出期限までに報告されている。	
安全管理	18 事故防止等の安全対策は明確で、職員の教育・訓練は実施されているか	4	B	会社本部から現場責任者への安全対策指導及び現場責任者からサポート人員への指導を実施している。	
施設の運営	業務内容	19 管理区域、業務範囲についての的確に把握し、適切に管理運営を行っているか	4	B	日常の巡回、清掃などが適切に行われており、管理区域、業務範囲を的確に把握し、適切に管理運営を行っている。
		20 施設の設置目的を把握し、施設の効用を最大限に発揮する事業運営を行っているか	5	B	設置目的、管理運営業務を的確に理解した事業計画となっており、適切に計画が履行されている。
		21 年間の事業量が適切に実行されているか	3	B	事業計画書に基づき適切に事業が実施されている。
	地域との連携	22 地域の住民や団体等との連携に積極的に取り組んでいるか	2	B	隣接するラインガルテンや地域住民との連携に取り組んでいる。
	利用促進	23 施設の利用率の向上に努めているか	4	B	施設利用者が多いラインガルテンのHPでPR強化を図っている。
	利用者サービス向上	24 利用者の利便性や満足度を高めるため、具体的な方策を講じているか	5	B	遊歩道を順次巡回し、直営で修繕するほか、木工体験室の利用時に施設管理者が道具の使用方法等サポートしている。
	障がい者等への配慮	25 障がい者、子ども、高齢者等の利用に配慮した管理がなされているか	3	B	トイレ設備やスロープ設置等、バリアフリーに配慮した管理をしており、子供や高齢者等には適宜個別に対応をしている。
	苦情・要望等への対応	26 利用者アンケート等を適切に実施し、苦情や要望、意見等に適切に対応しているか	3	B	アンケートに基づき、要望や意見について可能なものは指定管理者で、すみやかに対応するほか、市へ報告をしている。
	セルフモニタリング	27 セルフモニタリングが適切に行われているか	3	B	報告書類から日常的にセルフモニタリングが行われていることが確認できる。
環境への配慮	28 エネルギー削減等の具体的な目標を定め、その達成に向けて取り組んでいるか	2	B	ゴミの分別、照明や空調の節電は徹底しており、周辺の環境整備も適切に実施している。	
経済性	経費削減・業務効率化	29 経費削減や業務効率化に取り組んでいるか	5	B	老朽化に伴う各種修繕等について、極力業者発注せず現場責任者が自ら修繕や重機施工するなど経費削減に努めている。
	事業報告及び決算	30 支出総額は事業計画書の範囲内か、又事業計画とおり収入が確保できたか（又は、利用者を確保できたか）	4	C	支出総額は事業計画の範囲内であるが、利用料金収入が計画を下回った。

### 3 利用者による評価

(協定書で指定管理者に実施を義務付けている利用者アンケートの内容)

利用者アンケート	実施時期	令和5年4月1日～令和6年3月31日
	調査対象	環境学習の森交流センター利用者
	調査方法	口頭での聞き取り
調査結果	コテージ及び交流センターのベランダが腐食しているため、利用者からの申し出で立ち入ることができず活用できない。少数の利用者からの意見しか聞くことができなかった。	
利用者からの意見 要望・苦情等	コテージを利用された方からベランダに出ることができず、せつかくの自然環境なのに楽しさが半減してしまい残念だ。	

### 4 指定管理者による自己評価

令和5年度の 自己評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度は主に建物の小破修繕や松枯れの倒木の片づけなど森林環境の整備を実施した。</li> <li>利用者が一般的に少ない。</li> <li>今後利用促進対策を講じていくことが必要と考える</li> </ul>
要望・苦情への 対応状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>交流センター及びコテージ（3棟）のベランダは腐食により利用できない。</li> <li>修理を要望される。</li> <li>市と修理計画について検討中。</li> <li>一方で利用者からは、交流促進センター、コテージの周辺環境が素晴らしいと好評。</li> </ul>
今後の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>アウトドアブーム真っ只中で交流促進センター及びコテージが素晴らしい環境の中に建てられている。施設の利用促進のため広報活動を積極的に行わなければいけない。それには、ベランダの改修が必須と考える。</li> <li>冬でもキャンプを楽しむ方が多い中、特に夏から秋にかけてキャンプができるように環境整備に努めていく。</li> <li>今年度も行った昆虫の栖づくりでクワガタムシが生息できる場所づくりを行いコテージの宿泊者に朝の昆虫採集ができたらと考える。</li> </ul>

### 5 市(所管課)による総合評価

総合評価（4段階評価）の基準		
A	(1.0)	アンケート調査結果、セルフモニタリングの内容等を含め、総合的観点から高く評価できる。
B	(0.7)	アンケート調査結果、セルフモニタリングの内容等も含め、総合的観点から標準を満たしていると評価できる。
C	(0.5)	アンケート調査結果及びセルフモニタリングの内容等、標準を満たしているが、今後改善を必要とするところがある。
D	(0.2)	改善すべき点が多く、標準に達しないと判断する。

<p>【自主事業を実施している場合の評価】                  周辺の自然環境をPRしたほか、地元の人材（講師等）の協力を得ながら自主事業を実施し、利用者の増加に向けた努力が見られた。今後、その努力が報われて日常の施設利用に繋がることを期待したい。                  また、自主事業を実施するうえでの事務手続きが適正に改善された。</p> <p>【総合的な評価】                  利益率を上げられるコテージの老朽化が大きな課題のひとつで、そのためコテージを利用された方のリピートやお友達紹介などが得られずなかなか難しい。その中でも周辺の環境や、地域の人材を活用した自主事業に努め、利用者増加に取り組む努力が評価出来る。</p>
---

配点	評価
10	C
点数	5

合計点数
66.4

判断の基準	
75点以上	「良好」
60点以上75点未満	「適正」
45点以上60点未満	「要改善」
45点未満	※「不可」

判断結果
適正

※「不可」の場合は、指定管理者の取消処分を含め、早急な改善対応の検討が必要